

平成26年度における特定求職者雇用開発助成金の取扱い変更について

特定求職者雇用開発助成金は、障害者や高齢者等の就職が困難とされている求職者をハローワーク等の紹介により雇入れ、かつ、当該対象者を継続して雇用することが確実であると認められる場合に支給される助成金です。

当該助成金に係る取扱いについて、下記のとおり変更がされますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

①「継続して雇用することが確実である」の考え方（平成26年4月1日以降の雇入れより）

期間の定めのある雇用契約（期間の定めはないが定年制のある場合を含む）を締結する場合、①本人が希望すれば65歳以上に達するまで確実に契約更新ができる、②本人が希望すれば継続して雇用される期間が確実に2年以上ある、といういずれの要件も満たすことが必要となります。

※高年齢者雇用安定法に基づく高年齢者雇用確保措置が実施されていない場合は、65歳までの雇用継続が保証されないため支給対象となりません

（例1）定年が65歳であり、定年後の再雇用の見込みのない事業所において64歳の方を雇入れ

⇒雇用期間が2年未満のため対象外

（例2）契約更新にあたり、勤務成績等一定の要件を満たすことが必要とされている

⇒継続雇用が確実と認められないため対象外

②就労継続支援A型事業※₁の利用者が暫定支給決定※₂を受けた場合（平成26年10月1日以降の雇入れより）

暫定支給決定を受けた利用者については、「継続して雇用することが確実」とであると認められないため、助成金の対象外となります。

③同一法人内等における就労継続支援B型事業※₃から就労継続支援A型事業へ雇入れた場合（平成26年10月1日以降の雇入れより）

紹介日以前からの雇用予約があったものとみなし、助成金の対象外となります。

- ※1 通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が可能である障害者に対して、雇用契約を締結したうえで知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業。
- ※2 就労継続支援事業の訓練サービスのより適切な利用を図る観点から、市町村において、継続利用についての利用者の最終的な意向を確認した上で、今後も継続してサービスの利用をすることが適切かどうか客観的な判断を行うための期間を設定して、事業所に対して支給される訓練等給付を暫定的に支給決定すること。
暫定支給決定を行うか否かの判断は市町村によって異なる。
- ※3 通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して、雇用契約を締結せずに知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業。

ご不明な点等ございましたら、茨城労働局職業対策課または最寄りの各ハローワークへお問い合わせください